

※赤字は、委員の皆様のご意見を踏まえ、前回提示資料から修正・追記等をした箇所です。

※オレンジで着色した部分は、事務局で検討を進める中で、前回提示資料から加筆・整理した箇所です。

## 課題の整理について

### 1. 土地利用

#### (1) 現況

- ・ 1987年から2014年までの間で、農用地等の自然的土地利用は約30%から約14%に、住宅地などの都市的土地利用は約68%から約86%に変化し、自然的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいます。
- ・ 平成29年度の調査結果では空き家数は405件、未利用地（宅地で建物を伴わないもの、建築中で用途不明のもの、区画整理中の宅地、取りこわし跡地、廃屋等）の総面積は、約30haとなっています。
- ・ 用途地域は、多摩地域の平均と比較して商業系・工業系の用途地域の割合が低くなっています。

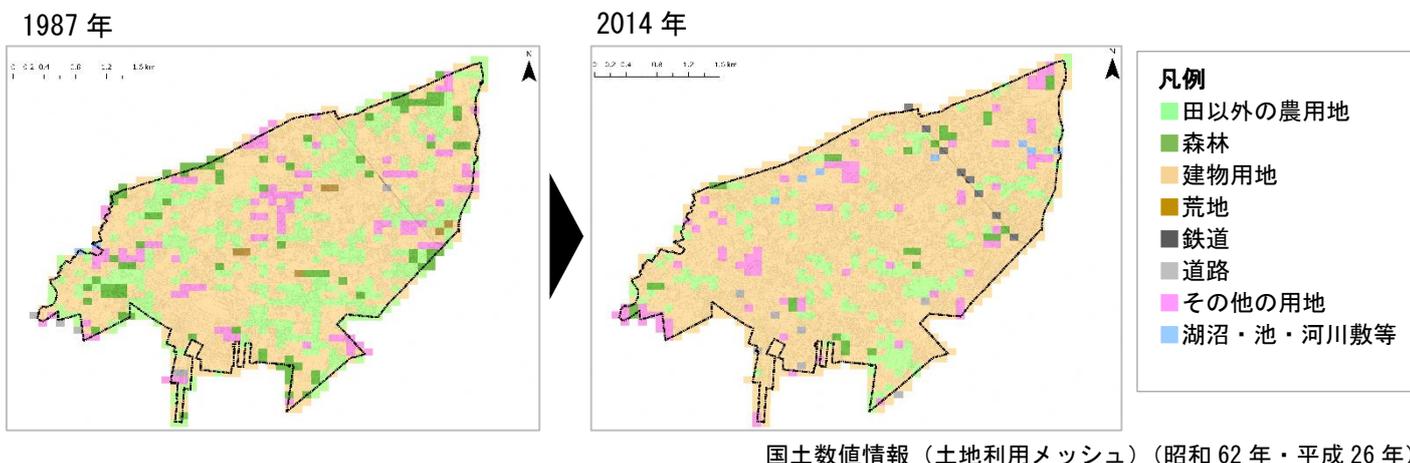
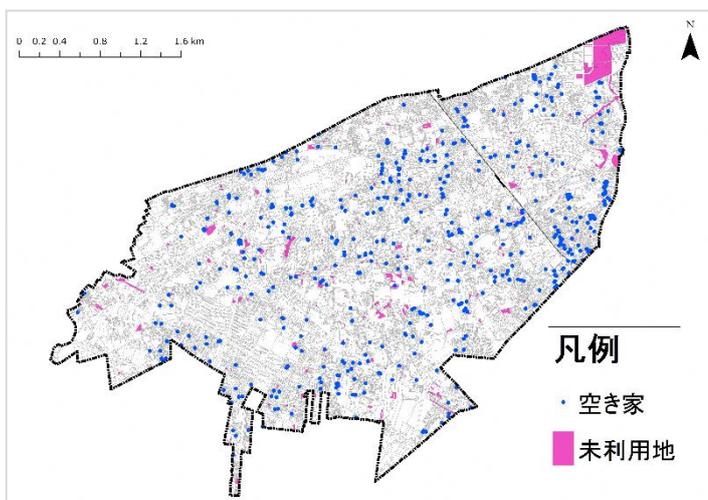
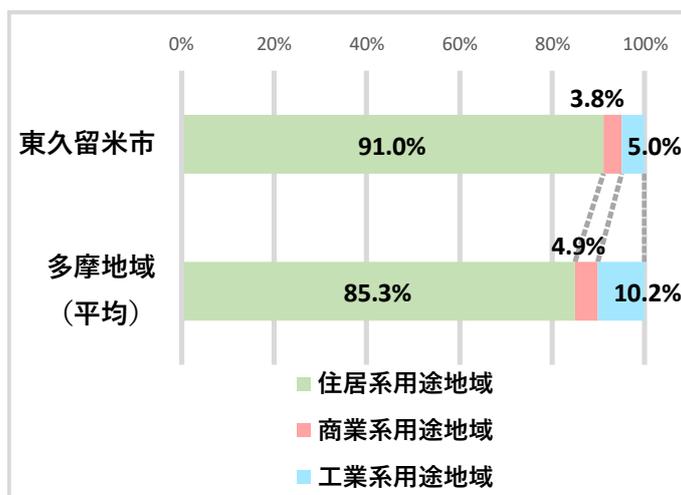


図1-1 土地利用メッシュ



空き家は東久留米市空き家等実態調査（平成29年）  
未利用地は東京の土地利用 平成29年多摩・島しょ地域

図1-2 空き家・未利用地の分布



※都市計画課調べ及び東京都都市整備局「事業概要 巻末資料（令和元年版）」をもとに作成。小数点以下第2位で四捨五入しているため合計は100%と一致しない。

図1-3 用途地域

(2) 市民意向

- ・ 持続可能なまちづくりに向けて力を入れていくべき取組は、「空き家や老朽化した団地の再生・活用などの施策を推進し、地域経済の活性化や人口増加を図る」が62.0%と最も多くなっています。

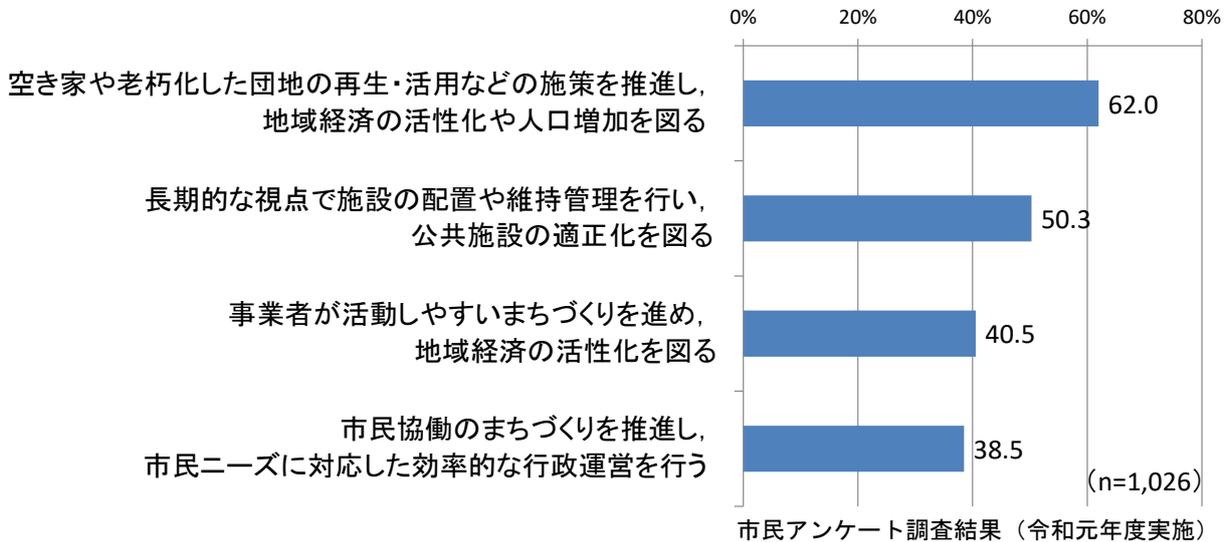


図 1-4 持続可能なまちづくりに向けて必要な取組

(3) 社会情勢など

出来事	概要
都市再生特別措置法の一部改正（平成26年）	「コンパクト・プラス・ネットワーク」という拠点エリアへ医療や商業等の都市機能と居住等を集約・誘導し、コンパクトなまちを目指すとともに、公共交通ネットワークの再構築等を行う取組が示される。
空家等対策の推進に関する特別措置法の制定（平成26年）	管理不全の空き家などによって生ずるさまざまな影響を踏まえ、生命、財産の保護、生活環境の保全を図り、空家の活用を推進。本市でも東久留米市空家等対策計画が令和2年2月に策定され、取組の推進を行っている。
東京都多摩部 19 都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（原案）（令和2年5月）、都市再開発の方針（令和2年度改定予定）、都市開発諸制度活用方針（平成30年度）等の改定	上位計画である都の計画や方針において、東久留米駅周辺は広域的な地域の拠点としての役割、上の原地区はまちのにぎわいと活力を生み出す機能、ひばりが丘団地には生活の中心地としての機能が位置付けられている。

(4) 課題

土地利用・高度化

○ 機能や施設を集約し、効率的で利便性の高い土地利用の形成

【現況等まとめ】

- ・人口減少社会を迎え、コンパクト・プラス・ネットワークの考えのまちづくりが推進されています。

【検討のポイント】

- ⇒東久留米駅前や拠点エリアへの医療や商業等の都市機能の集約・誘導の必要性
- ⇒市内のどの地域からも利便性の高い環境を創出するための、公共交通ネットワークの充実
- ⇒歩いて暮らせるまちづくり

○ 用途地域の見直しや土地利用の誘導による産業用地の創出・雇用創出

【現況等まとめ】

- ・東久留米市は、住宅系用途地域の割合が多摩地域の中でも比較的高くなっています。

【検討のポイント】

- ⇒事業者が活動しやすいまちづくりを進めるための、用途地域等の見直し

○ 未利用地や空き家の活用による産業振興及びコミュニティ活性化の推進

【現況等まとめ】

- ・市内の都市化が進む一方で、未利用地や空き家も点在しています。

【検討のポイント】

- ⇒空き家等の有効活用、跡地・未利用地の活用

○ 市街化調整区域のありかたの検討

【現況等まとめ】

- ・柳窪4、5丁目には、平成2年に市街化区域から逆線引きを行った市街化調整区域があります。

【検討のポイント】

- ⇒市街化調整区域内の既存宅地における宅地開発の進行
- ⇒武蔵野の原風景の保全と地域資源の活用

## 拠点形成

### ○ 市の玄関口となる駅前拠点の形成

#### 【現況等まとめ】

- ・東久留米駅周辺は都の計画において、広域的な地域の拠点としての役割が位置付けられています。

#### 【検討のポイント】

⇒市の玄関口としての商業・業務、サービス機能の導入や駅前にふさわしい景観形成

### ○ 活力を創出する拠点の形成

#### 【現況等まとめ】

- ・上の原地区は、都の方針において、まちのにぎわいと活力を生み出す機能が位置付けられています。

#### 【検討のポイント】

⇒「上の原地区土地利用構想」における土地利用のコンセプト「自然と調和した`複合多機能都市`をめざして」との整合

### ○ 新たな拠点の形成の検討

#### 【現況等まとめ】

- ・市民アンケートでは、持続的なまちづくりに向けて力を入れていくべき取組は、「空き家や老朽化した団地の再生・活用などの施策を推進し、地域経済の活性化や人口増加を図る」が最も多くなっています。

#### 【検討のポイント】

⇒地域の活性化や市の魅力を引き出す新たな拠点の形成

## 2. 交通

### (1) 現況

- ・ 都市計画道路の総延長は約 32.9km となっており、整備率は平成 31 年 3 月時点で約 57.5% (約 18.9km) で、東村山都市計画道路 3・4・1 2 号田無久留米線より北東部の多くが計画段階です。小山緑地保全地域、竹林公園及び南沢湧水地と都市計画道路の計画線との重複箇所があります。
- ・ 恒常的な自転車駐車場の確保に向けて、平成 30 年 3 月に策定した「東久留米駅周辺自転車等駐車場整備計画」に基づき、都市計画駐車場の整備に着手しています。
- ・ 公共交通空白地域は、一団のまとまりではなく、交通利便性の高い地域の狭間に存在しています。公共交通空白地域の解消・高齢者及び子育て世帯の移動支援のため、デマンド型交通「くるぶー」の実験運行を令和 2 年 3 月に開始しています。

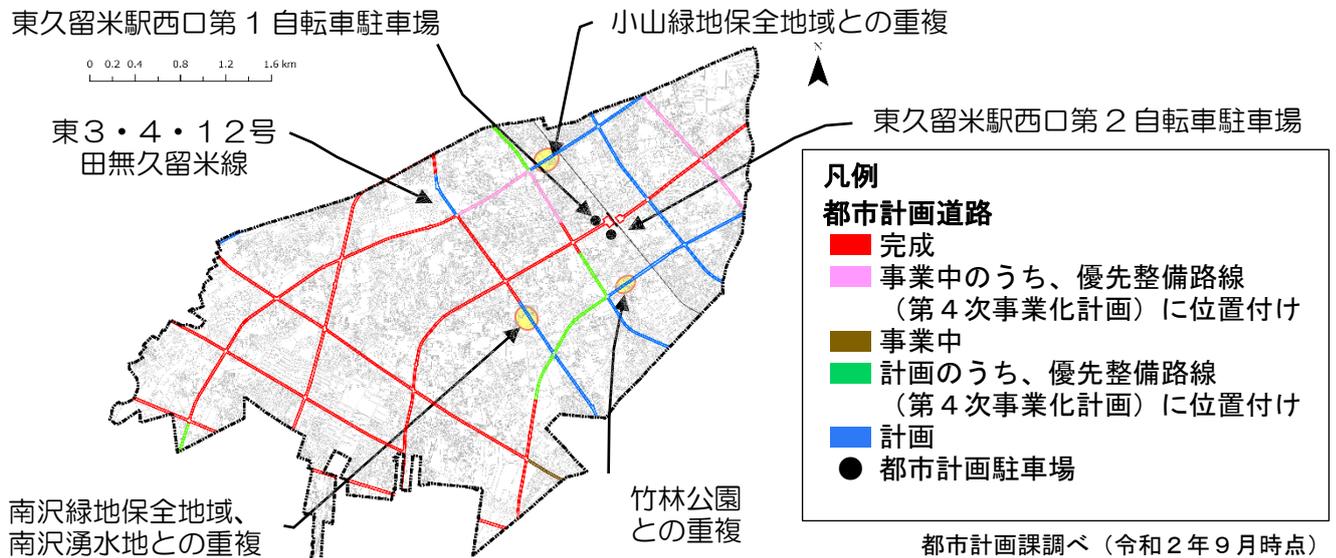


図 2-1 都市計画道路及び都市計画駐車場の整備状況



図 2-2 公共交通空白地域 (バス停から半径 300m・鉄道駅半径 700m)

(2) 市民意向

- 交通に関する満足度は、「交通渋滞や地域の分断の原因となる踏切の対策」「自転車や徒歩でめぐることができる交通ネットワークの整備」「道路や踏切などを安心して利用できる交通環境の整備」「幹線道路の整備」「身近な生活道路の整備」の順番に満足度が低くなっています。

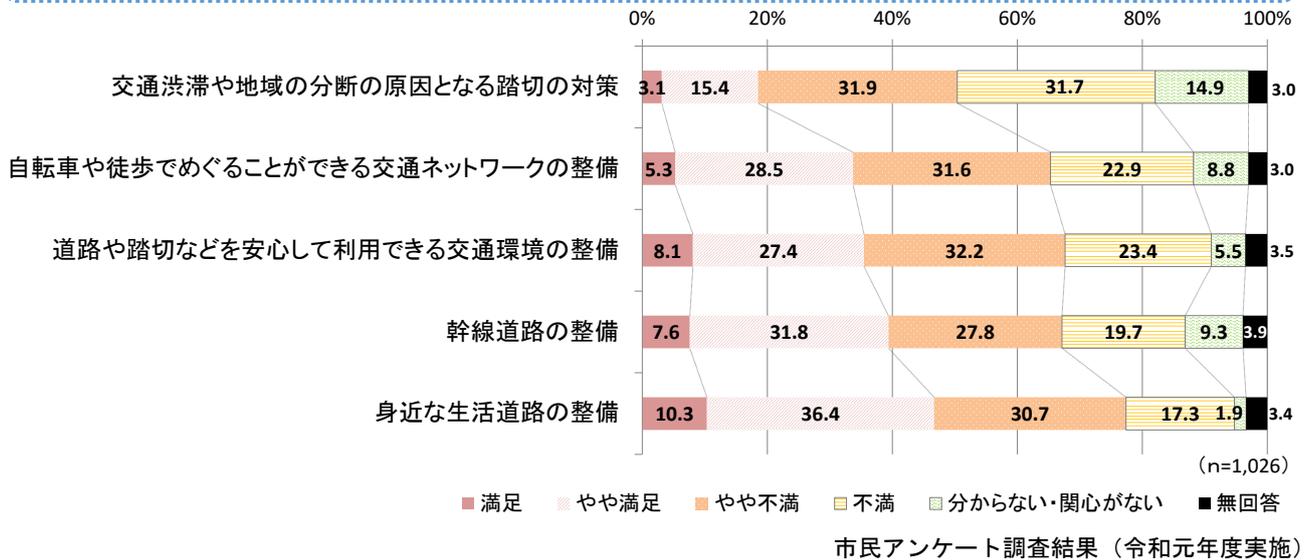


図 2-3 交通に関する満足度

(3) 社会情勢など

出来事	概要
道路法の改正（令和2年）	デジタル化対応の推進による特殊車両の通行制度の創設や、事業者専用の停留施設を道路附属物として位置付けることにより、物流の生産性向上や道路混雑の解消を図るとともに、歩行者利便増進道路の指定により通行・対流できる空間整備や、民間の占用についての規制緩和が推進されている。
地域公共交通活性化再生法の改正（令和2年）	地域が自らデザインする地域の交通、地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実及び交通インフラに対する支援の充実により、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組が推進されている。
自動車産業における新しい技術革新	相乗りサービスやデマンド交通など、多様なモビリティサービスが登場しています。自動運転社会が実現すると、シェアリングモビリティやロボットタクシーが普及し、人が待たされることなくシームレスに移動できる社会になることが予想される。
東京都「踏切基本対策方針」（平成16年）	「ひばりヶ丘～東久留米駅付近」は、鉄道立体化の可能性を関係者間で検討すべきとした「鉄道立体化の検討対象区間」に位置づけられている。

(4) 課題

道路

○ **移動しやすい道路網の確保**

【現況等まとめ】

- ・都市計画道路の整備率は約 57.5% (約 18.9km) (平成 31 年 3 月時点) となっています。
- ・狭隘な道路が多く存在しています。

【検討のポイント】

⇒安全で円滑な交通環境の実現のための広域交通網や生活道路の整備

○ **周辺環境と調和した都市計画道路の整備**

【現況等まとめ】

- ・都市計画道路の計画線と小山緑地保全地域、竹林公園及び南沢湧水地との重複箇所があります。

【検討のポイント】

⇒貴重な水と緑の保全と両立した整備のあり方

○ **歩行者のための交通環境の整備**

【現況等まとめ】

- ・「自転車や徒歩でめぐることができる交通ネットワークの整備」に対する市民満足度は3割程度で、「身近な生活道路の整備」に対する市民満足度は5割を下回っています。
- ・歩行者の利便性の増進のため、民間による道路空間占用についての規制緩和が進んでいます。

【検討のポイント】

⇒歩行者が安心して移動できる歩道の整備

⇒地域のニーズを踏まえた新しい道路空間づくり

## ○ 自転車交通のための環境整備

### 【現況等まとめ】

- ・「自転車や徒歩でめぐることができる交通ネットワークの整備」に対する市民満足度は3割程度となっています。

### 【検討のポイント】

- ⇒安全な自転車ネットワークの形成
- ⇒低炭素化や健康づくりの取組

## ○ 踏切対策・連続立体交差事業の推進

### 【現況等まとめ】

- ・市民の踏切対策についての満足度は、交通に関する満足度の中で最も低くなっています。ひばりヶ丘～東久留米駅付近は、都の方針において、鉄道立体化の検討対象区間に位置付けられています。

### 【検討のポイント】

- ⇒連続立体交差事業推進の取組
- ⇒東西の地域分断の解消や周辺のまちづくりなど事業とあわせて行う取組

## 公共交通

## ○ 公共交通網の維持・充実

### 【現況等まとめ】

- ・交通利便性の高い地域の狭間に公共交通空白地帯があります。

### 【検討のポイント】

- ⇒都市計画道路等の整備の進展に伴う交通環境の変化を考慮した地域公共交通のあり方

## ○ 次世代の交通技術への対応

### 【現況等まとめ】

- ・自動運転技術の発展により、将来的に自動車等の無人運行等が期待されます。

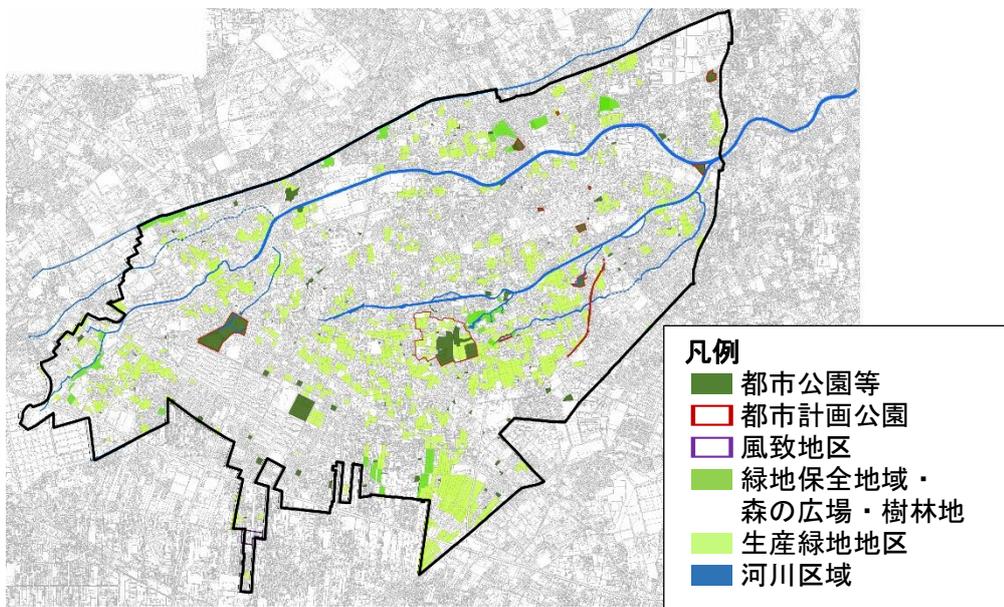
### 【検討のポイント】

- ⇒持続的な地域公共交通のあり方
- ⇒自動運転技術の発展がまちづくりに与える影響

### 3. 水と緑

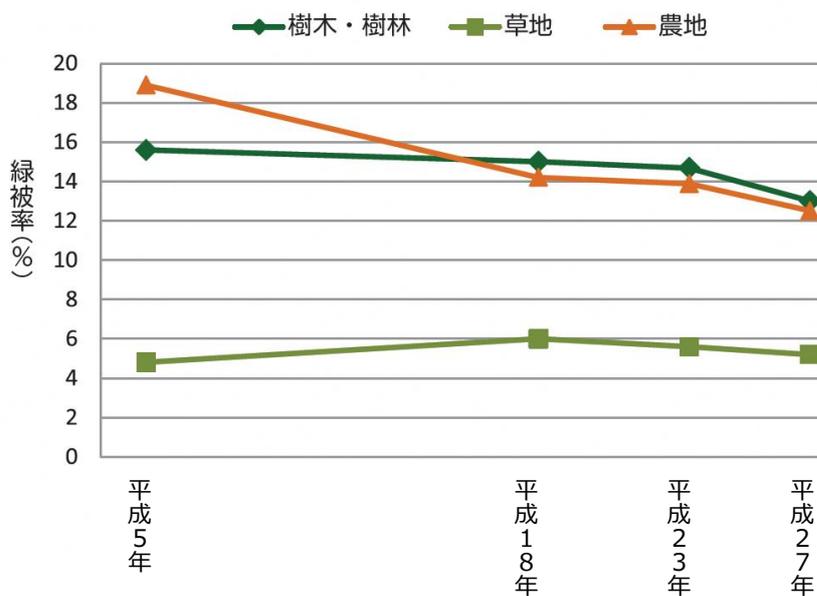
#### (1) 現況

- ・ 平成 29 年 3 月末時点で、市全域に 137 か所の公園、緑地が位置しており、供用面積は約 32ha となっています。市のほぼ中心には、北多摩地域における緑の拠点として都立六仙公園の整備がすすめられ、一部が開園しています。
- ・ 農業従事者の高齢化等により農地・生産緑地ともに減少傾向にあります。
- ・ 湧水のスポットは落合川や黒目川沿いに点在しています。



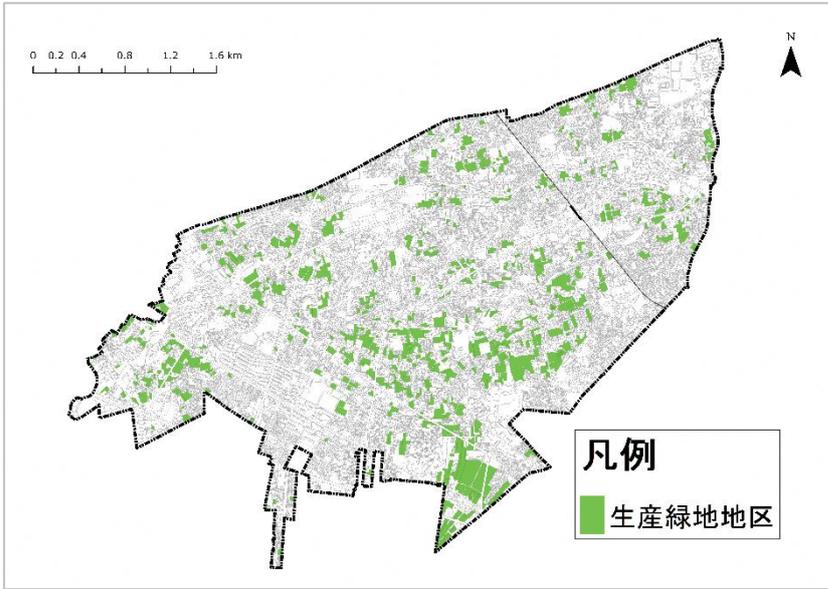
東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し・東久留米市生物多様性戦略（平成 30 年 3 月）

図 3-1 みどりの分布



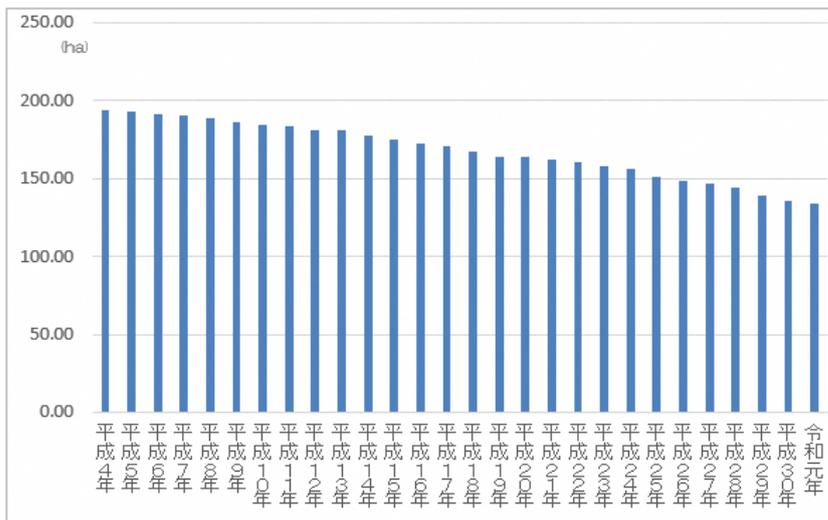
東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し・東久留米市生物多様性戦略（平成 30 年 3 月）

図 3-2 緑被率の推移



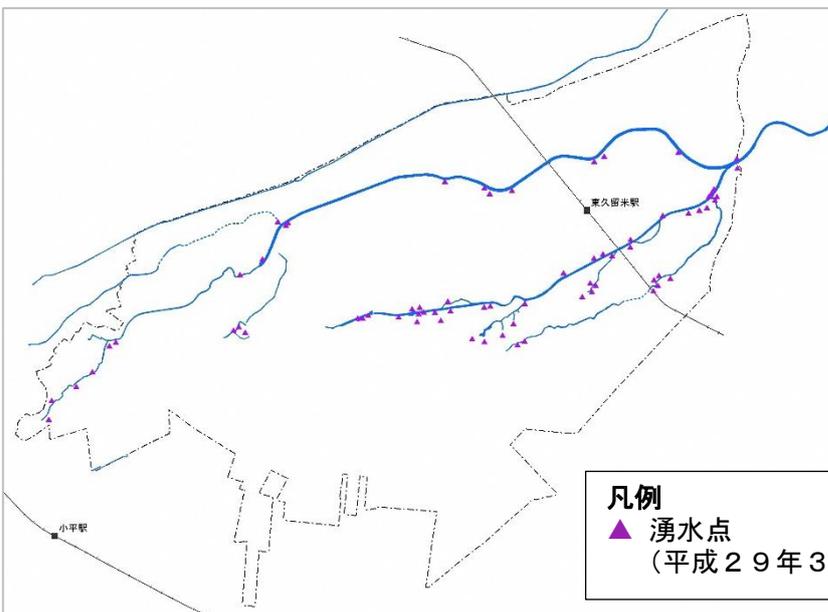
都市計画課（令和元年）

図 3-3 生産緑地の分布



都市計画課（令和元年）

図 3-4 生産緑地の面積の推移



東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し・東久留米市生物多様性戦略（平成30年3月）

図 3-5 湧水地点の分布

(2) 市民意向

- 水と緑に関する満足度は、「身近な公園の整備」「都市農業の充実」「農地の保全」が5割以下で、「生垣や花壇などによる宅地内の緑化」「道路や公共施設などの緑化」「雑木林や緑地などの緑の保全・活用」「雨水排水、ガス、情報通信などの都市基盤の整備」「公園や緑地などの水と緑の拠点の形成」「湧水の保全・活用、親しめる川づくり」が5割を超えています。

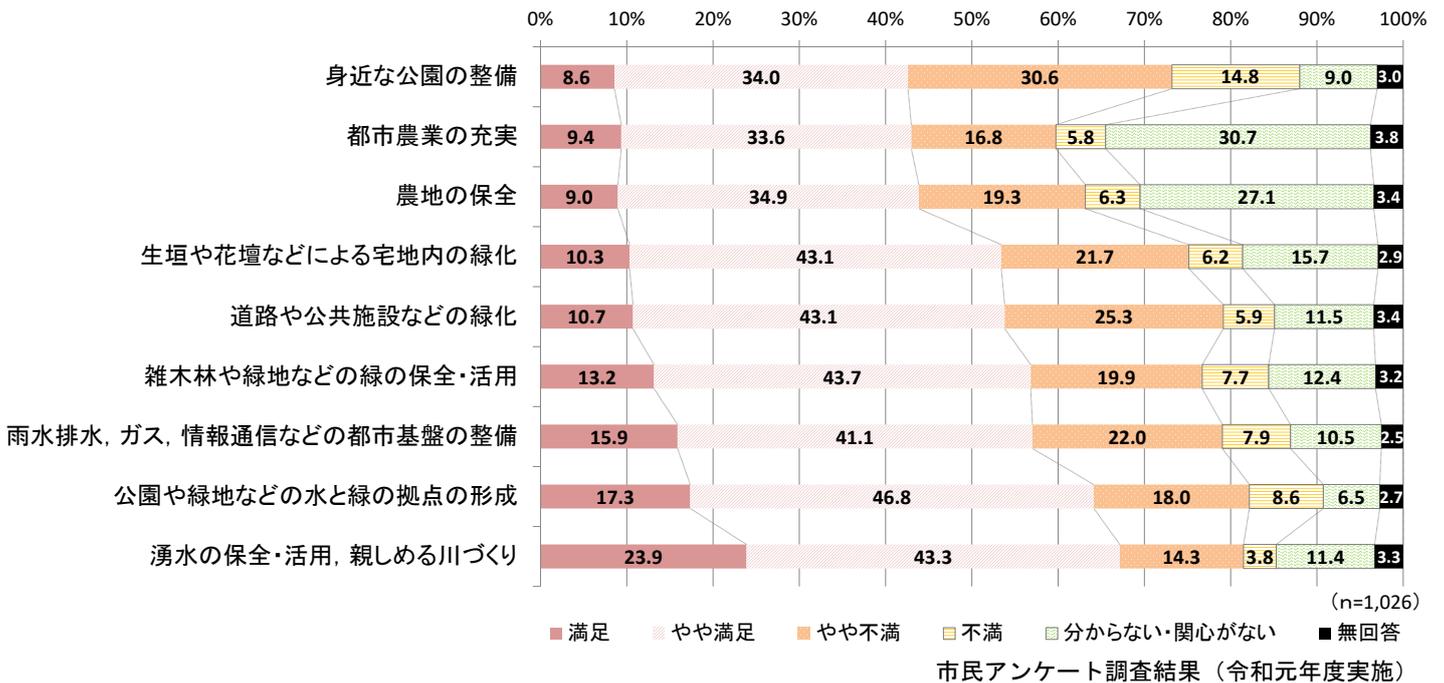


図3-4 水と緑に関する満足度

(3) 社会情勢など

出来事	概要
都市緑地法や都市公園法の改正（平成29年）	法改正により、公園、緑地等の整備・管理について、個人や民間事業者が参加しやすくなる各種制度が創設された。
都市農業振興基本法・都市農地貸借法の制定、生産緑地法の改正（平成27年～平成30年）	都市農地は「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」として政策的な位置づけが転換し、都市農業の支援のための各種施策が推進されている。生産緑地を計画的に保全する特定生産緑地制度が創設され、また、本市においても、生産緑地地区の指定面積要件を緩和するなどの制度改正を行い、農地の計画的な保全に努めている。
グリーンインフラの推進	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりへの取組を推進することが求められている。

(4) 課題

水

○ 湧水の保全と地下水の涵養

【現況等まとめ】

- ・ 落合川と南沢湧水群をはじめとする湧水や清流は、東久留米市の象徴となっています。
- ・ 湧水地点が点在している落合川や黒目川沿いは、市民の憩いの場となっています。

【検討のポイント】

- ⇒ 市民や団体等と連携した、保全・保護に向けた体制づくり
- ⇒ グリーンインフラの整備や浸透柵の設置、透水性舗装の整備等による地下水の涵養

公園・緑地

○ 公園・緑地の適切な維持・保全、管理と開発のコントロール

【現況等まとめ】

- ・ 市民アンケートでは、水と緑に関する満足度は比較的高くなっています。
- ・ 都市緑地法や都市公園法の改正により、民間事業者等の参加によるみどりのまちづくりが促進されています。

【検討のポイント】

- ⇒ 市民や民間事業者などの参加による緑の保全・活用

○ 水と緑のネットワーク形成

【現況等まとめ】

- ・ 市内の水と緑は、落合川や黒目川とその周辺の緑地が中軸となっています。

【検討のポイント】

- ⇒ 景観や生物多様性に資する緑の拠点づくりと、それらを結ぶ河川や街路樹、植栽等の整備による連続性のあるネットワークの形成

## ○ 都市農地の保全策の推進

### 【現況等まとめ】

- ・市内の農地・生産緑地は長期的に減少傾向にあります。
- ・都市農業振興基本法や都市農地貸借法の制定や生産緑地法の改正により都市農地の保全が推進されています。

### 【検討のポイント】

⇒「都市と緑・農の共生」の実現に向けた取組

⇒田園住居地域\*の指定

- ※ 農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域で、第一種低層住居専用地域と比べて、農地における建築制限等をつける一方で、農業用施設や直売所、農家レストラン等のほか、小規模な店舗（150㎡以下）の立地が可能となる用途地域

## ○ 都市農業・農地の多面的機能の活用

### 【現況等まとめ】

- ・市民アンケートでは、緑に関する項目の中でも、「都市農業の充実」「農地の保全」といった農業・農地に関する満足度が5割を下回っています。

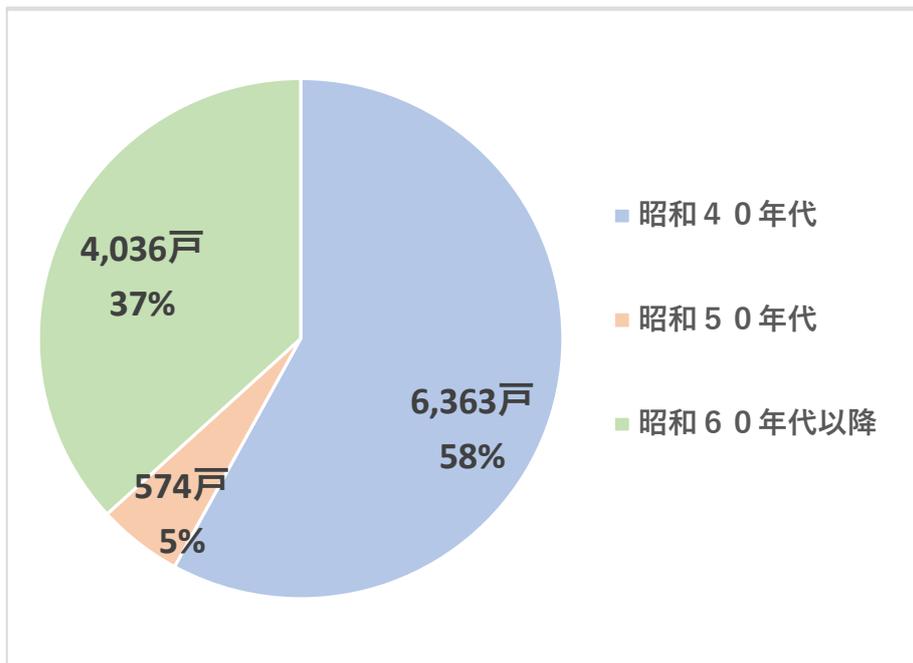
### 【検討のポイント】

⇒多様な主体による農地の多面的機能をまちづくりに活かした取組

## 4. 住環境

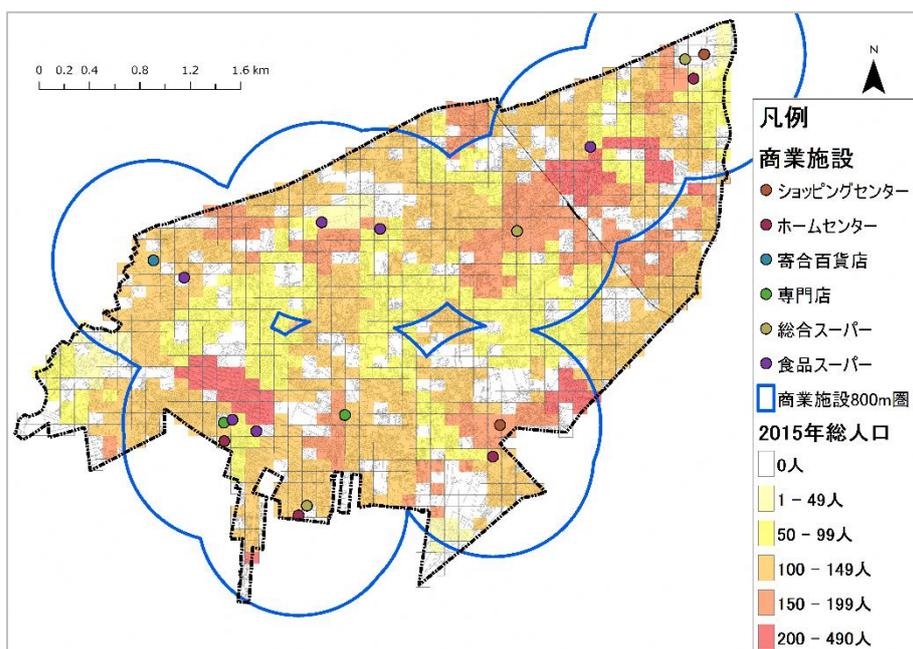
### (1) 現況

- ・ 公的住宅団地の過半が、昭和 40 年代から 50 年代に入居が開始されたものです。
- ・ 上の原地区や滝山地区は、利便性が高い地域となっています。保育施設は、概ね市内全域に立地しています。病院・診療所はほぼ全域徒歩圏内に立地しています。
- ・ 景観形成については、地区計画等で形態・色彩・意匠の制限をしています。



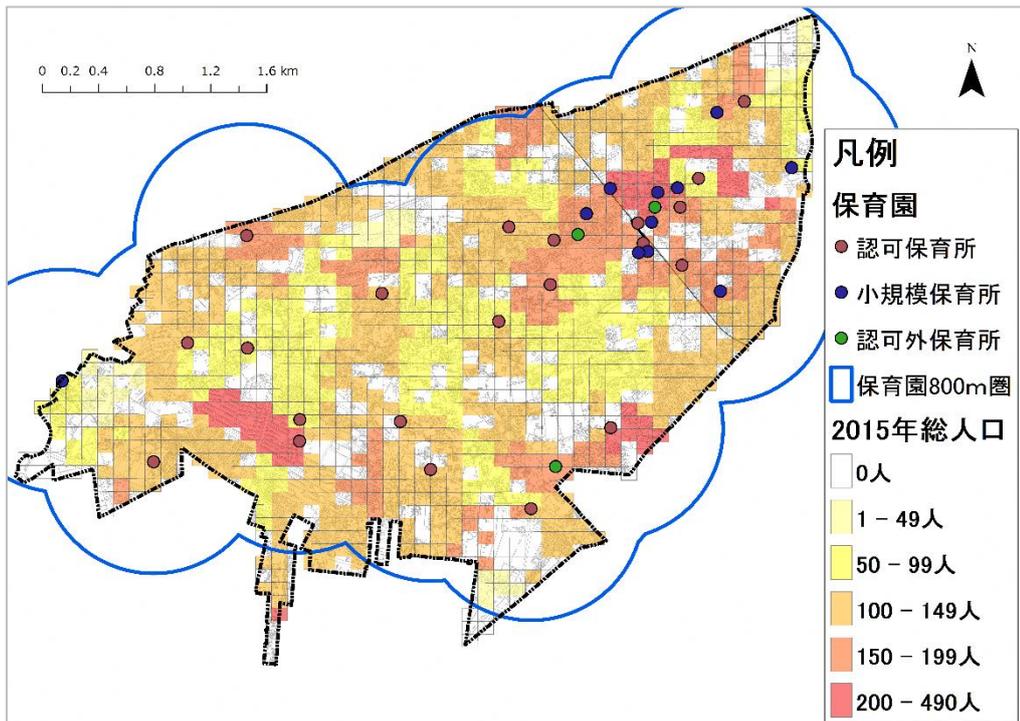
統計東久留米  
(令和元年12月)  
をもとに作成

図4-1 公的住宅団地の入居開始時期



全国大型小売店総覧  
令和元年版等  
をもとに作成

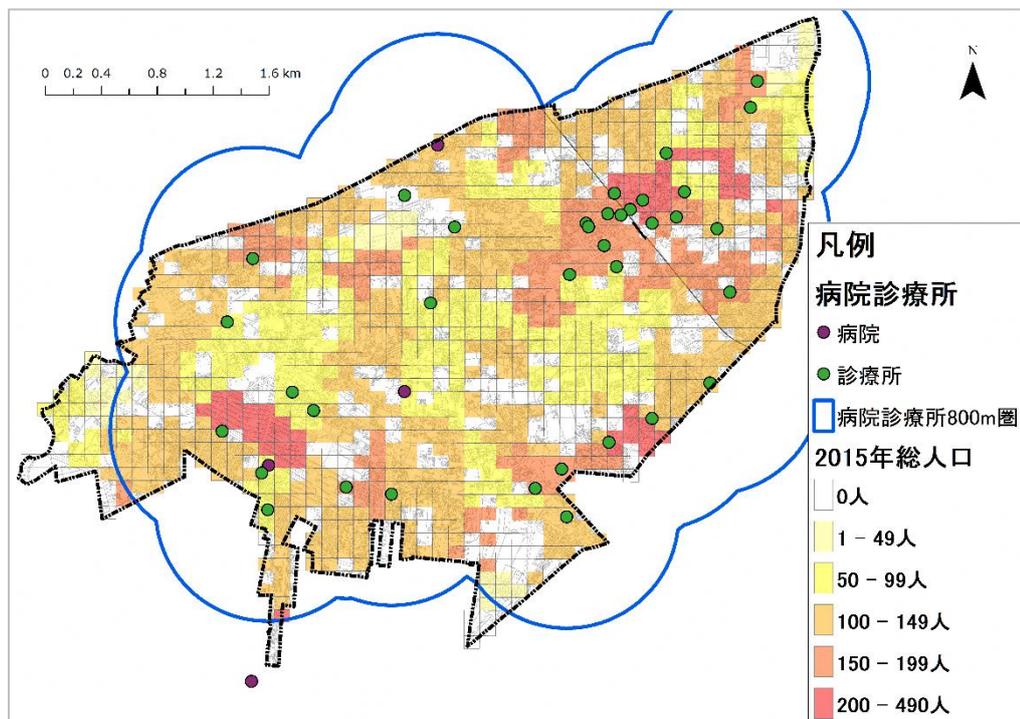
図4-2 商業施設と人口メッシュの重ね合わせ図



国土数値情報（福祉施設）  
（平成 27 年 9 月時点）

東久留米市（幼稚園・認定  
こども園・認可保育所・小  
規模保育施設・家庭的保育  
施設）入園のしおり（令和  
2 年度）をもとに作成

図 4-3 保育施設と人口メッシュの重ね合わせ図



国土数値情報（医療機関）  
（平成 26 年 9 月時点）等  
をもとに作成

図 4-4 医療施設と人口メッシュの重ね合わせ図

(2) 市民意向

- ・ 居住環境に関する満足度は、施設の整備等については「食料品や日用品の販売店の立地」、住宅環境等については「建物の高さ制限や建て詰め防止による日照や風通しの確保」以外の満足度が5割を下回り、景観等については「道路や住宅、店舗などが調和した都市景観」の満足度が5割を下回っています。

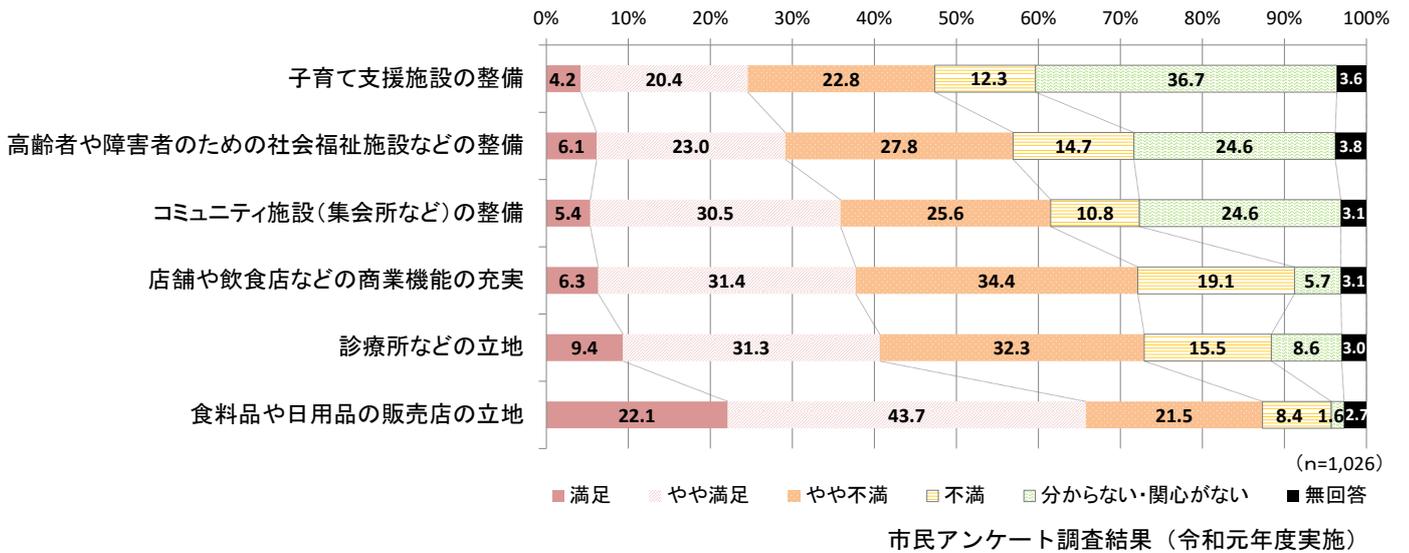


図4-5 施設の整備等についての満足度

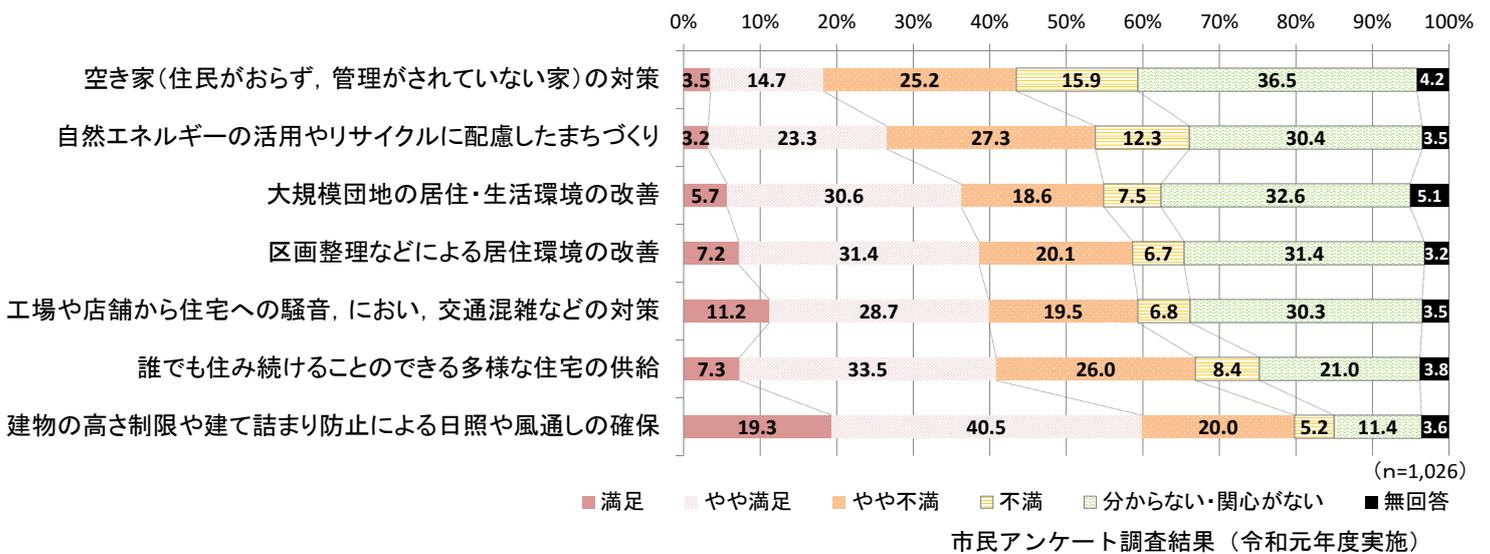


図4-6 住宅環境等についての満足度

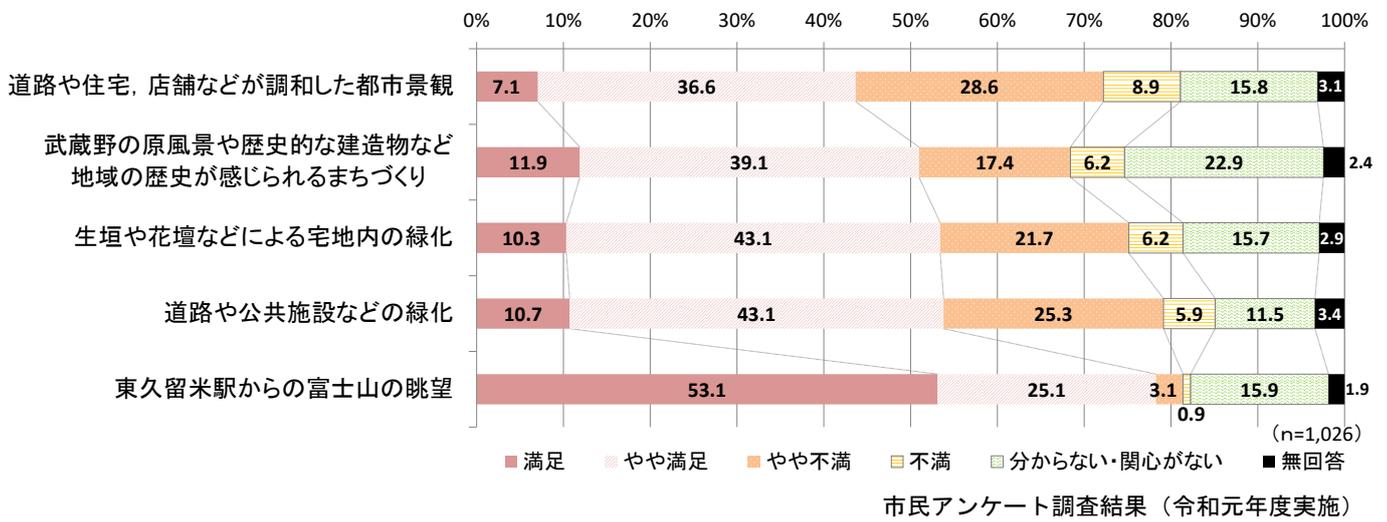


図 4-7 景観等についての満足度

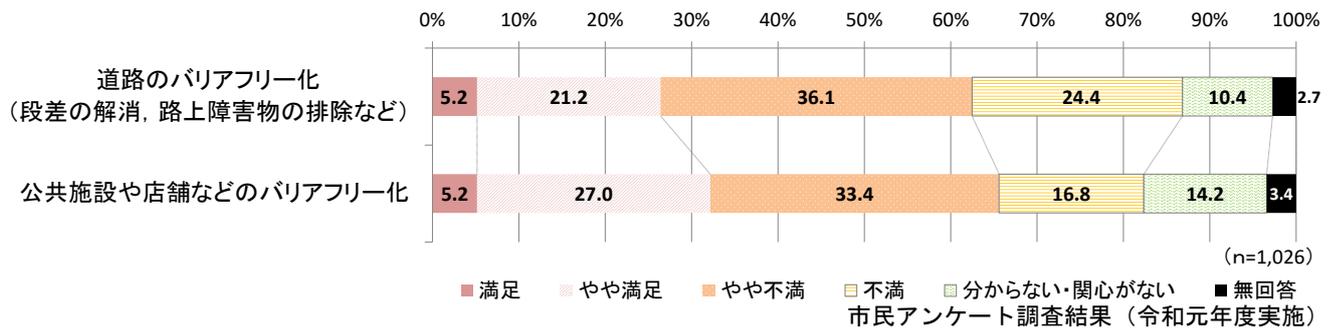


図 4-8 バリアフリーについての満足度

(3) 社会情勢など

出来事	概要
空家等対策の推進に関する特別措置法の制定（平成 26 年）	空き家の放置によって発生するさまざまな影響を踏まえ、生命、財産の保護、生活環境の保全を図り、空家の活用を推進。本市でも東久留米市空家等対策計画が令和 2 年 2 月に策定され、取組の推進を行っている。
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）（平成 29 年改定）	平成 29 年の改正により、民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設や入居円滑化に関する措置などによって、住宅セーフティネット機能を強化。地方公共団体は、登録住宅に関する供給促進計画を策定することができ、登録住宅に関しては、改修・入居の支援が位置付けられた。
SDGs（持続可能な開発目標）（平成 27 年～）	2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までの国際目標で、貧困や飢餓といった問題から、働きがいや経済成長、持続可能な都市の実現など 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地方自治体においても、持続可能なまちづくりに向けて取組が進められている。
地球温暖化対策計画（平成 28 年）	COP21 で採択されたパリ協定や国連に提出された「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定され、低炭素化に向けた取組が推進されている。
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年）	平成 27 年 7 月に制定され、建築物の省エネ性能の向上を図るため、大規模非住宅建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置と、省エネ基準に適合している旨の表示制度及び誘導基準に適合した建築物の容積率特例の誘導措置が一体的に講じられた。

(4) 課題

住宅

○ 公的住宅団地の居住環境の維持・向上

【現況等まとめ】

- ・過半の公的住宅団地が、昭和40年代から昭和50年代に入居が開始されたものです。

【検討のポイント】

⇒防災や景観等、周辺環境への影響を考慮した、居住環境の維持・向上の取組

○ 空き家の解消

【現況等まとめ】

- ・平成29年度の調査結果では、空き家数は405件存在しています。

【検討のポイント】

⇒東久留米市空家等対策計画と整合を図る空き家解消の取組

○ 高齢者・障害者等の住宅確保要配慮者の居住の安定の確保

【現況等まとめ】

- ・市民アンケートでは、誰でも住み続けることのできる多様な住宅の供給に関する満足度は5割を下回っています。

【検討のポイント】

⇒高齢者、障害者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者のための住宅の確保（住宅セーフティネット）の取組

生活環境

○ 公共施設・生活関連施設の整った環境づくり

【現況等まとめ】

- ・民間の生活関連施設は比較的充実するなか、市民アンケートでは子育て支援施設の整備についての満足度は3割を下回っています。

【検討のポイント】

⇒本市の公共施設マネジメントを踏まえた公共施設整備の方向性

## ○ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

### 【現況等まとめ】

- ・市民アンケートでは道路や公共施設、店舗などのバリアフリー化に対する満足度が3割程度となっています。

### 【検討のポイント】

⇒SDGsでも謳われる、すべての人が平等に暮らし、住み続けられるまちづくりの理念に沿うユニバーサルデザイン的环境づくり

## 景観

## ○ 景観まちづくりの推進

### 【現況等まとめ】

- ・市民アンケートでは、「道路や住宅、店舗などが調和した都市景観」の満足度が5割を下回っています。

### 【検討のポイント】

⇒地区計画や都の景観条例等にもとづく規制・誘導  
⇒市民の景観に係る意識の醸成

## ○ 富士見の眺望を軸にした駅周辺の景観の維持

### 【現況等まとめ】

- ・市民アンケートでは、「駅前の富士見の眺望」の満足度が高くなっており、市民にとって重要な景観となっています。

### 【検討のポイント】

⇒東久留米駅周辺の景観の誘導・規制等による景観保全の継続

## 低炭素化

## ○ 公共施設・民間施設における低炭素化

### 【現況等まとめ】

- ・気候変動に関する国際的枠組みであるパリ協定が締結されたり、国が地球温暖化対策計画を策定したりしたように、国際的に低炭素なまちづくりの意識が高まっています。

### 【検討のポイント】

⇒公共施設、民間施設における低炭素化などの取組

## 5. 活力

### (1) 現況

- ・ 就業者（市民）のうち市内で就業する割合は、減少傾向にあります。
- ・ 事業所数は横ばいで推移しています。
- ・ 財政は、目的別歳出の内訳では民生費が、性質別歳出の内訳では、義務的経費のうちの扶助費が大幅に増加しており、少子高齢化などの影響で、今後も増加するものと思われます。
- ・ 市内には、落合川と南沢湧水群のほか、黒目川などの水辺や竹林公園といった水と緑の資源があります。文化財は、国登録有形文化財の村野家住宅、都選定歴史的建造物の自由学園内の建築物等、都指定文化財の新山遺跡や下里本邑遺跡のほか、多数の文化財が分布しています。

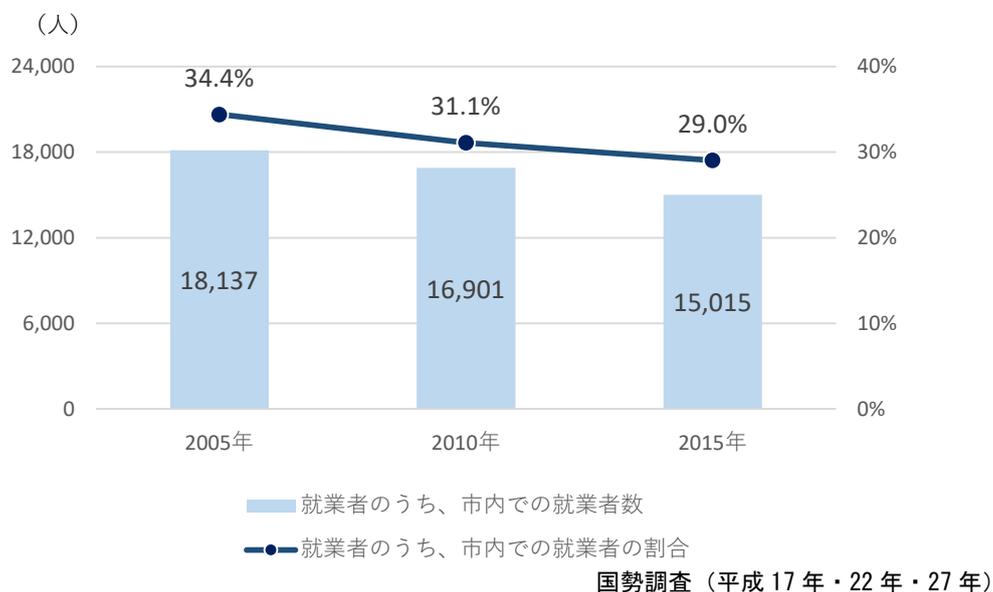


図 5-1 市内の就業者の状況

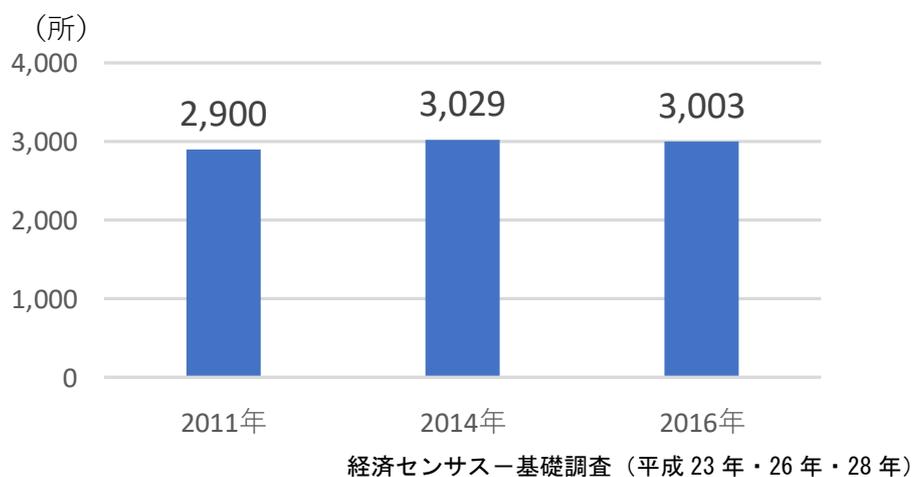


図 5-2 事業所数（民営）

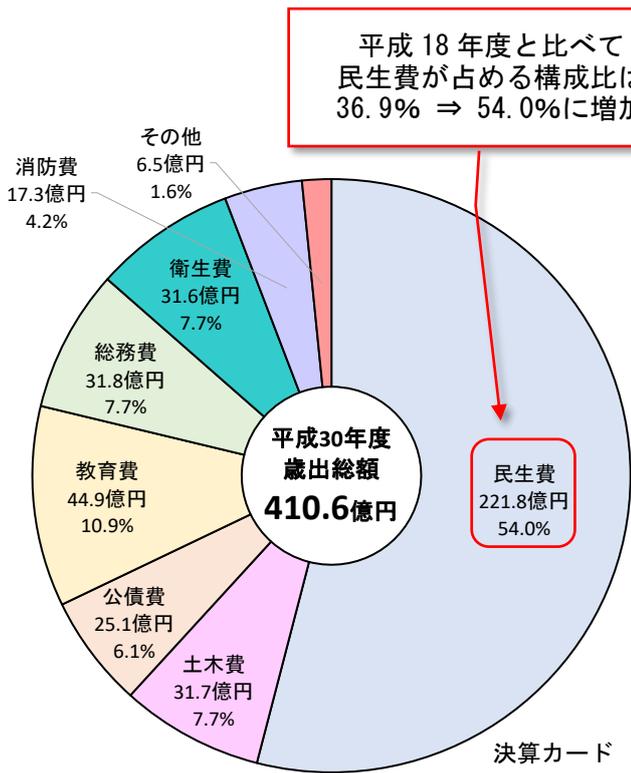


図5-3 目的別歳出額の内訳 (平成30年度)

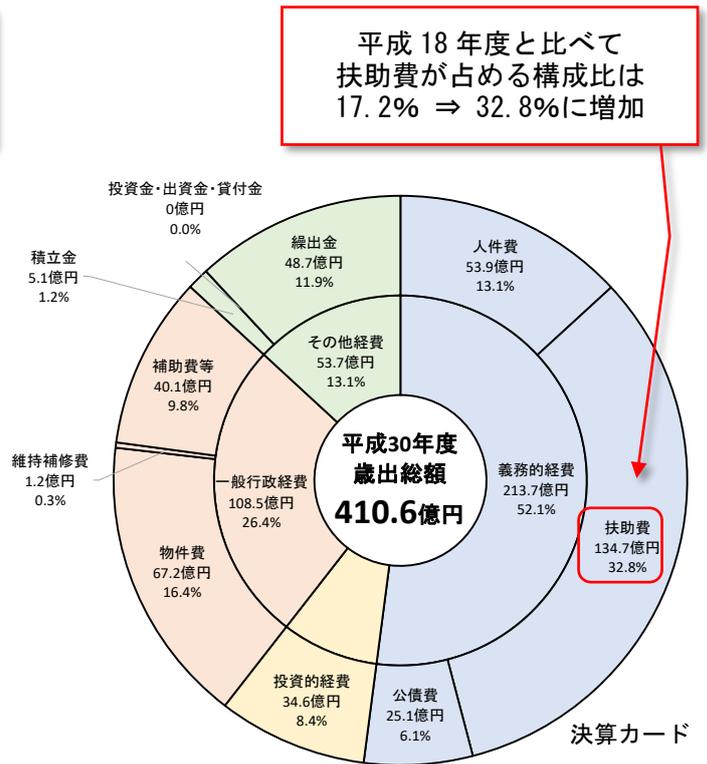
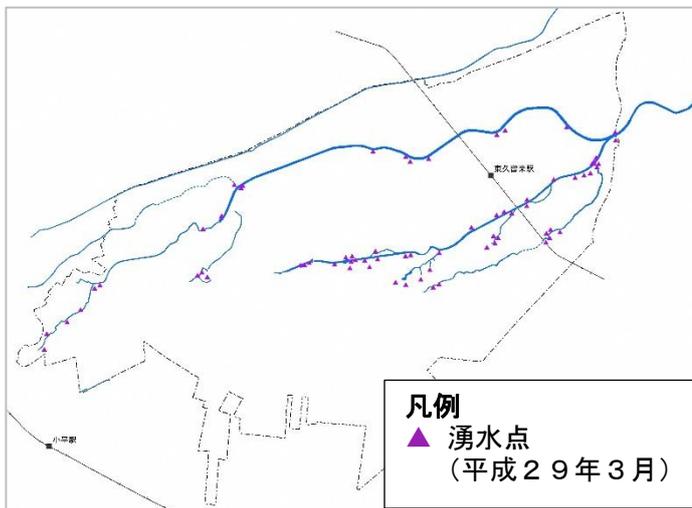
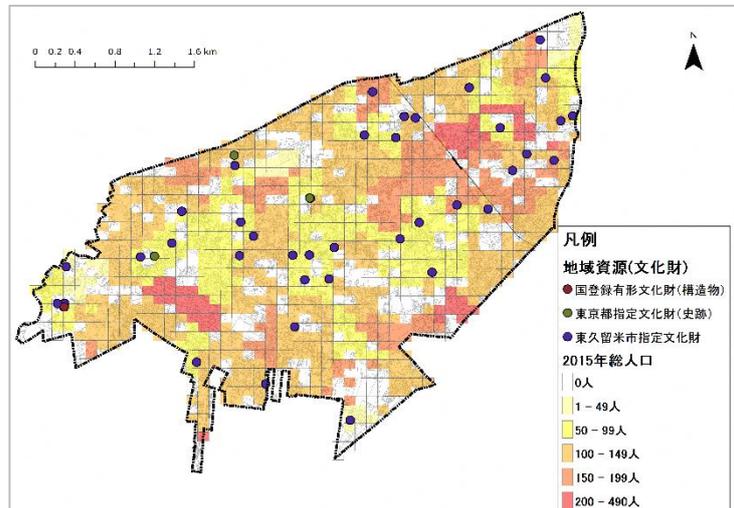


図5-4 性質別歳出額の内訳 (平成30年度)



東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し・  
東久留米市生物多様性戦略 (平成30年3月)

図5-5 湧水地点の分布



東久留米市ホームページ (令和元年12月時点掲載のもの)

図5-6 文化財の分布

(2) 市民意向

・ 活力に関する満足度は、「ご近所の人と人とのつながり」以外は、5割を下回っています。

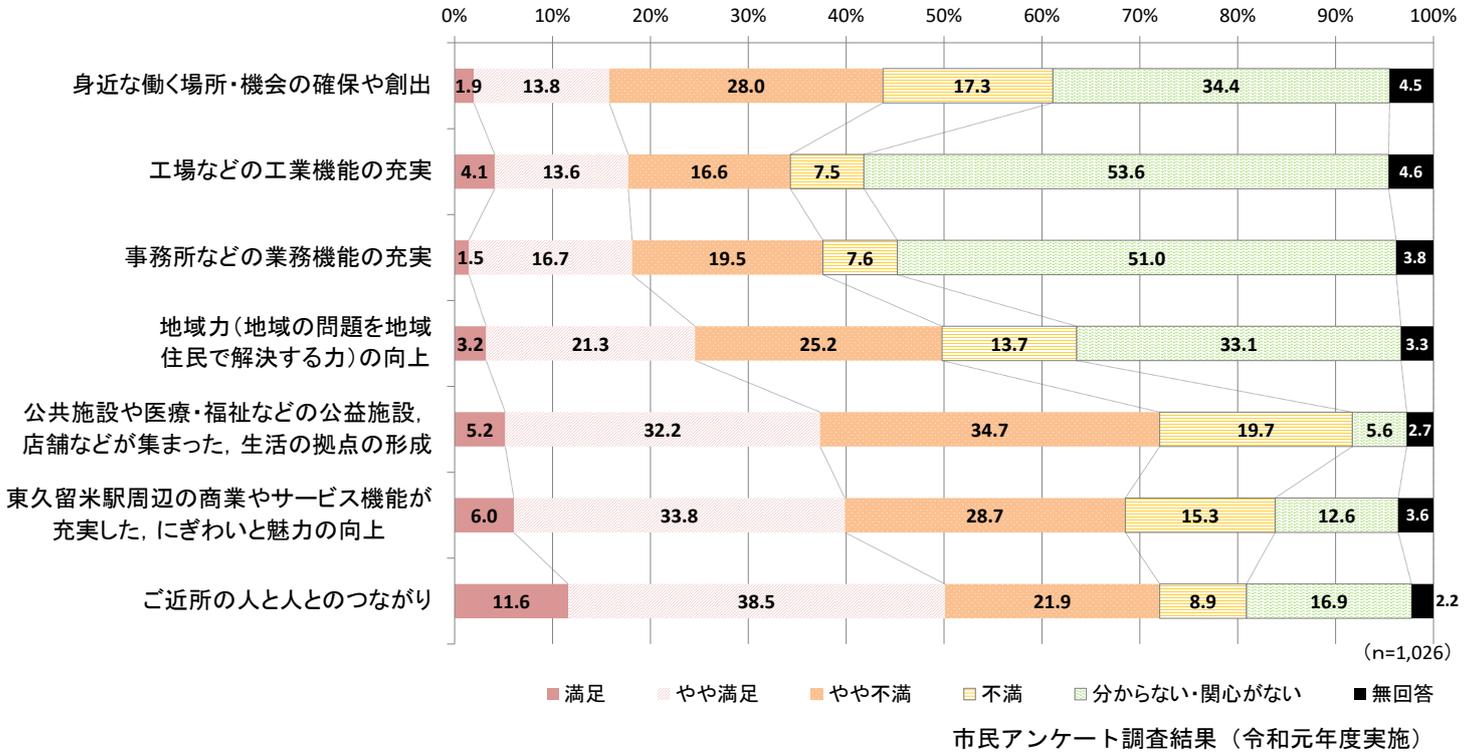


図5-7 活力に関する満足度

(3) 社会情勢など

出来事	概要
働き方改革の推進(平成30年～)	働き方改革によって、多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにする改革が進められている。都市部に集中するのではなく、地方で暮らして働く選択も増えると考えられる。
経済活動のグローバル化	中小企業・小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化への対応として、国では、外国人の就労を目的とした在留資格の創設や日本語習得支援等を行う等、外国人を労働力として活用する動きが始まっている。
SDGs(持続可能な開発目標)(平成27年～)	2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標で、貧困や飢餓といった問題から、働きがいや経済成長、持続可能な都市の実現など17のゴール・169のターゲットから構成され、地方自治体においても、持続可能なまちづくりに向けて取組が進められている。

(4) 課題

産業

○ 地域産業の振興

【現況等まとめ】

- ・活力に関する市民満足度でも、雇用創出や工業機能、業務機能といった産業に対する満足度が低くなっています。

【検討のポイント】

- ⇒市内での雇用の確保と創出
- ⇒市内での起業支援やスタートアップ企業への支援

○ 企業・商店街等の支援

【現況等まとめ】

- ・社会全体で働き方改革や外国人労働者人材の受入が進んでおり、就労環境が変化し、企業等も変革が求められています。

【検討のポイント】

- ⇒健全で持続的な企業経営などのための産業政策と連動した取組

観光

○ 地域資源の保全と活用の両輪による文化・観光まちづくりの推進

【現況等まとめ】

- ・市内には湧水のほか、国登録有形文化財や都指定文化財、竹林公園をはじめ見どころのある公園等、地域資源があります。

【検討のポイント】

- ⇒ハード・ソフトの文化・観光まちづくりの取組による交流人口の拡大や移住定住の促進

市民協働

○ 市民協働に向けた機運づくりと機会の創出

【現況等まとめ】

- ・市民アンケートでは「人と人とのつながり」についての満足度は5割程度となっています。
- ・市民アンケートでは、まちづくりへの参加意向について「直接は参加しないが、広報などで情報は受け取りたい」が最も高くなっています。

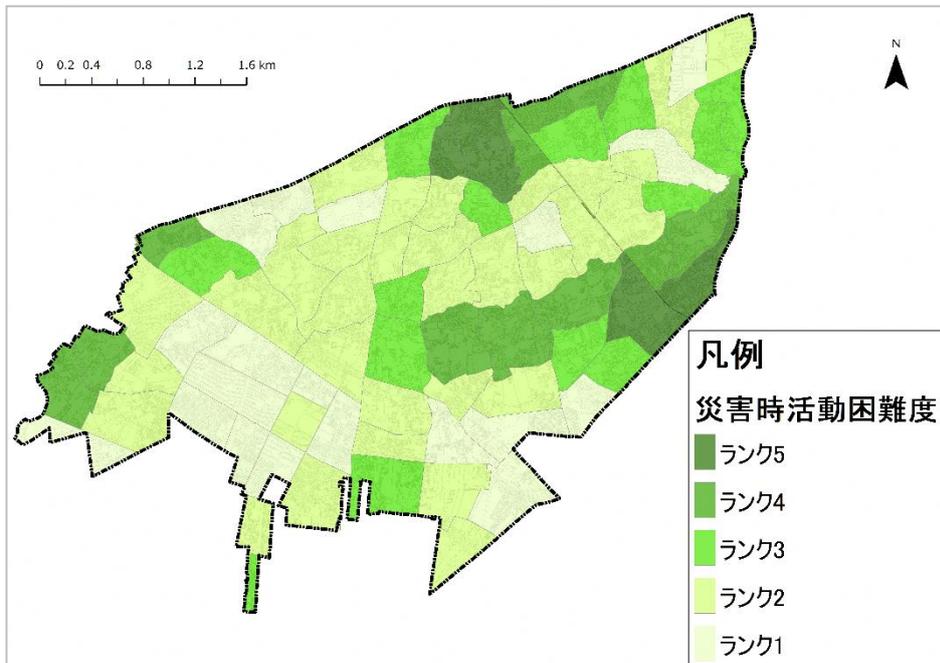
【検討のポイント】

- ⇒人口減少社会における地域の絆づくり（コミュニティ形成）
- ⇒行政からの積極的かつ効果的な情報発信

## 6. 安全・安心

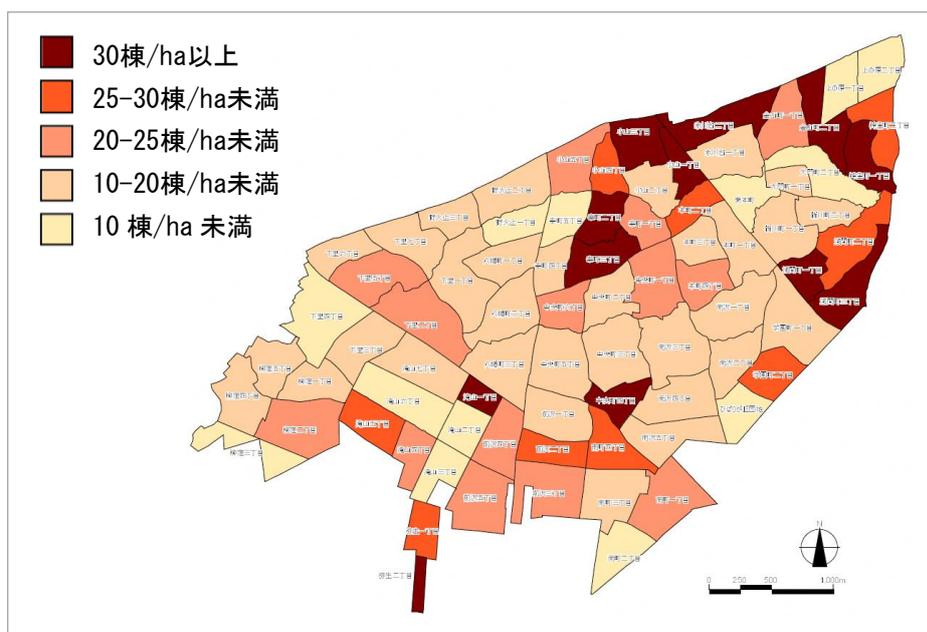
### (1) 現況

- ・ 道路基盤整備や木密地域等の防災上課題を有している地域があります。
- ・ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等、近年懸念されている都市型災害リスクが高い地域があります。



地震に関する地域危険度  
測定調査報告書（第8回）  
（平成30年2月）

図6-1 災害時活動困難度



東久留米市耐震改修  
促進計画検証報告書  
（平成30年12月）

図6-2 木造住宅棟数密度

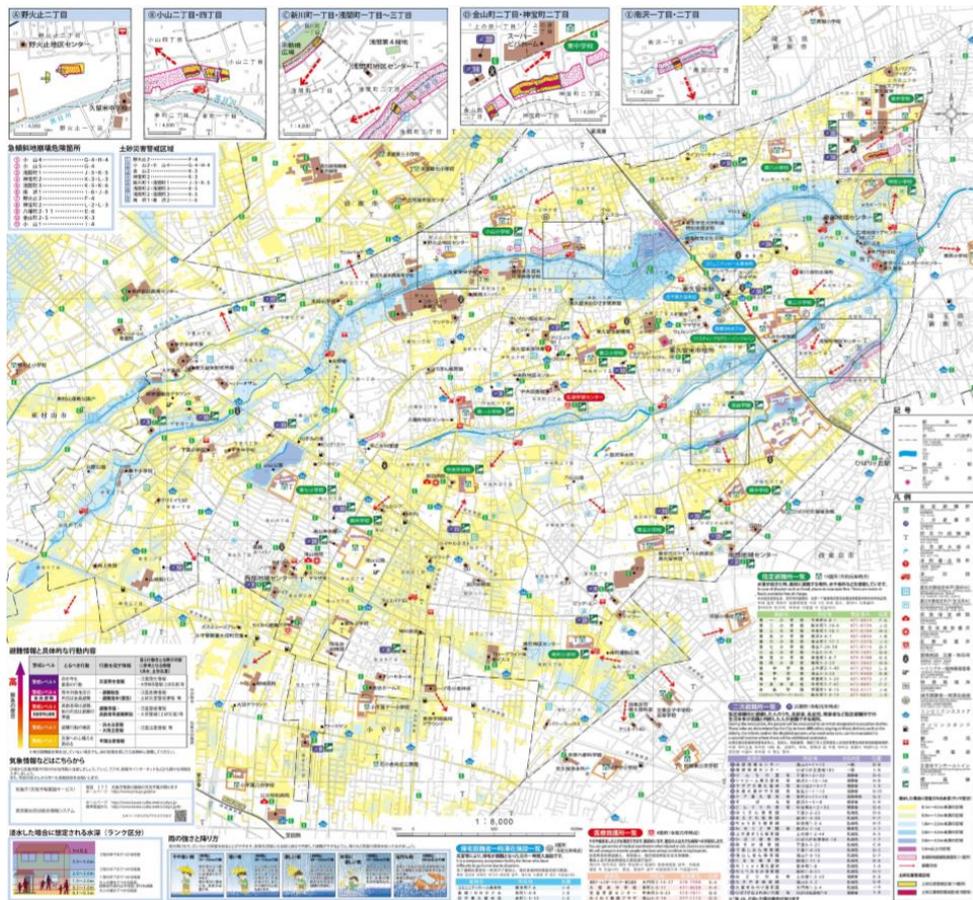


図 6-3 洪水ハザードマップ

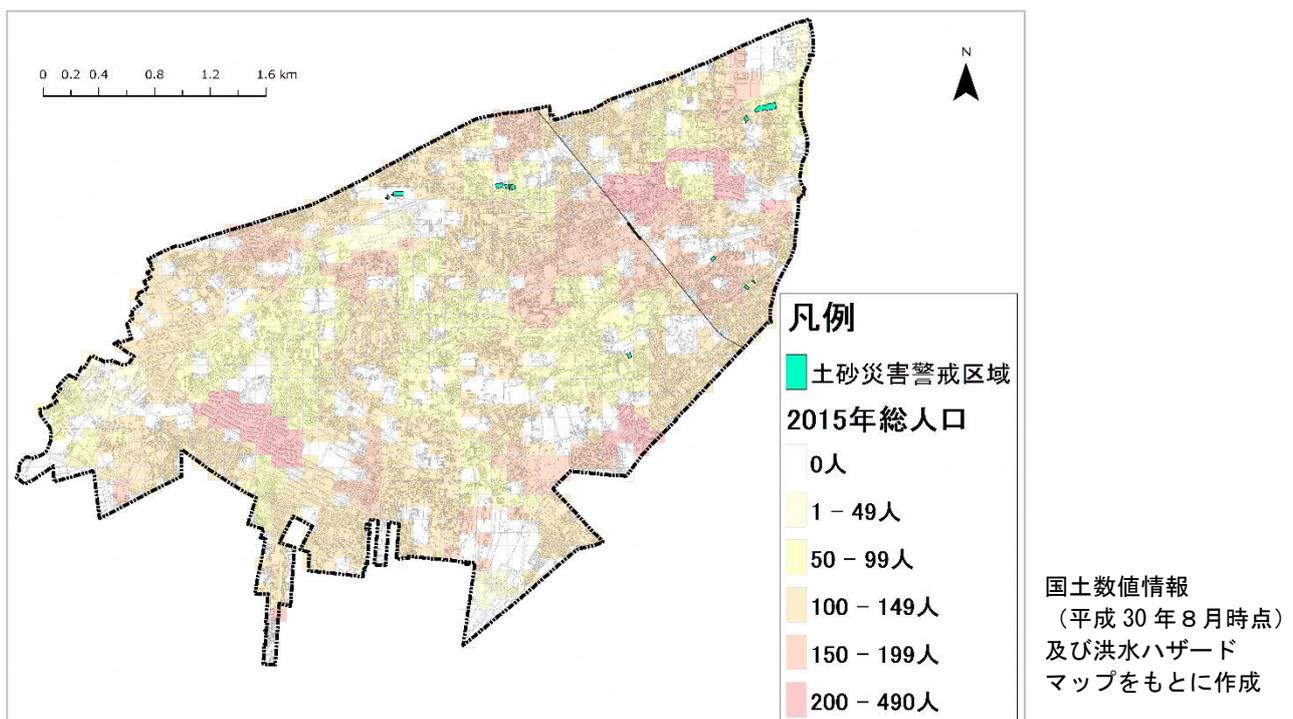
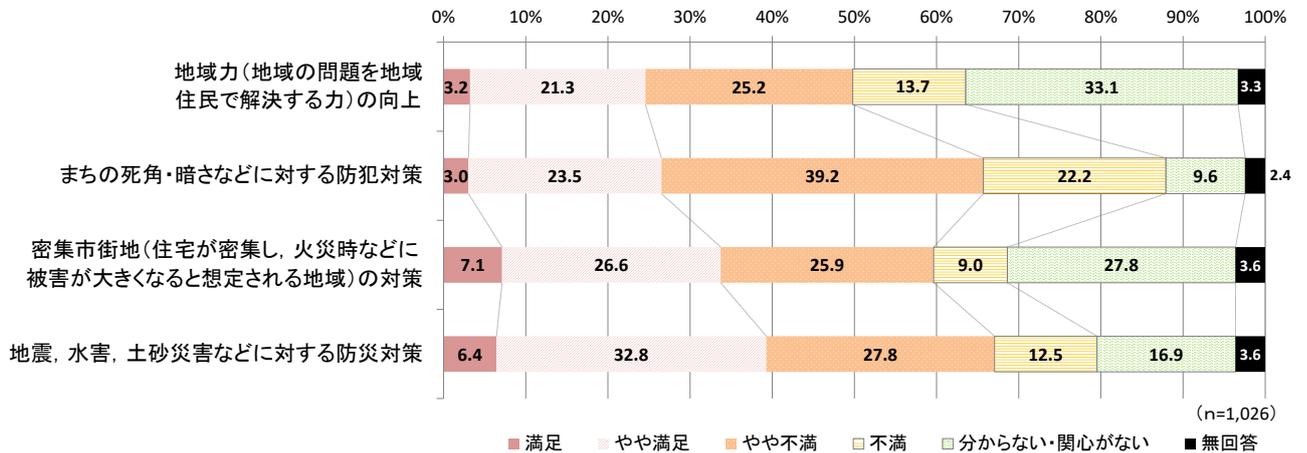


図 6-4 土砂災害警戒区域

(2) 市民意向

- 安全・安心に関する満足度は、「地域力（地域の問題を地域住民で解決する力）の向上」「まちの死角・暗さなどに対する防犯対策」「密集市街地の対策」「地震、水害、土砂災害などに対する防災対策」が、それぞれ5割を下回っています。



市民アンケート調査結果（令和元年度実施）

図 6-5 安全・安心に関する満足度

(3) 社会情勢など

出来事	概要
国土強靱化計画の閣議決定（平成 30 年）	大地震やゲリラ豪雨等、自然災害の多い日本において、平時から災害に対する事前の備えを行うことが重要であることから、ハード対策だけでなく、ハザードマップの作成・活用や避難訓練を通じた自助・共助の取組（ソフト対策）を重視する国土強靱化に向けた取組が示された。
防災都市づくり推進計画基本方針の策定（令和 2 年）	東京都の「防災都市づくり推進計画基本方針」において、市内 3 箇所が「木造住宅密集地域」に抽出、令和 2 年 3 月の改定で、当該木造住宅密集地域を含め 4 箇所が「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」として、新たに抽出された。
特殊詐欺や社会的弱者に対する犯罪の増加	全国的な傾向として、刑法犯認知件数の内訳のうち、総数に占める割合の大きい街頭犯罪及び侵入犯罪は、2002 年をピークに一貫して減少している。特殊詐欺は、前年比では減少したものの、依然として高い水準にあり、その犯行手口も変化しているなど、深刻な状況が続く。ストーカー事案は、前年比では減少したものの、引き続き、相談等件数及び検挙件数が高い水準で推移している。また、配偶者からの暴力事案等及び児童虐待についても、配偶者からの暴力事案等の相談等件数及び虐待の通告児童数が増加傾向にあり、その検挙件数もそれぞれ増加傾向にある。

防災

○ 災害時の通行を確保する道路網の形成

【現況等まとめ】

- ・小山二、三、四丁目、浅間町三丁目、学園町一丁目は、道路基盤から評価した際の災害時活動困難度が高い地域とされており、狭隘道路等、緊急車両の通行に際し課題があります。

【検討のポイント】

⇒災害時活動において課題がある地域における道路網の形成

○ 木造住宅密集地域等の解消と住宅の防災力の向上

【現況等まとめ】

- ・東京都「防災都市づくり推進計画基本方針」により、木造住宅密集地域（浅間町一・三丁目、本町二丁目）や、農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域（浅間町一・三丁目、本町二丁目、前沢二丁目）が指定されています。
- ・東京都により指定された木造住宅密集地域以外にも、神宝町、金山町、氷川台、幸町、中央町、滝山、弥生等木造住宅が多い地域があります。

【検討のポイント】

⇒都市計画道路の整備に併せた防災力の向上

⇒新たな防火規制\*の活用

⇒木造住宅に対する耐震改修等の促進

※ 東京都建築安全条例第7条の3に規定される震災時に発生する火災等による危険性が高い地域として、東京都知事が指定する区域において、建築物の耐火性能を強化（原則準耐火建築物以上）し、建築物の不燃化を促進する制度

○ 公助と連携した地域の自助・共助体制の構築

【現況等まとめ】

- ・市民アンケートでは、「地域力（地域の問題を地域住民で解決する力）の向上」についての満足度が3割を下回っています。

【検討のポイント】

⇒国土強靱化に向けたソフト面の取組の強化

⇒都市復興及び被災後の都市復興のあり方や手順、執行体制をあらかじめ検討し、市民等と共有を図る事前復興の取組

## ○ 大雨・冠水対策、土砂災害警戒区域等、災害ハザードエリアへの対応

### 【現況等まとめ】

- ・黒目川・落合川周辺を中心に、浸水した場合に想定される水深が1 m以上の区域があります。また、土砂災害警戒区域等があり、こうした地域では近年懸念されている都市型災害リスクが高いと考えられます。

### 【検討のポイント】

- ⇒ハード・ソフト両面による防災力の向上
- ⇒グリーンインフラの活用

## ○ 適切な避難場所・オープンスペースの整備

### 【現況等まとめ】

- ・人口減少と高齢化の進展に伴い、人口構成や分布が今後も変化していくと考えられます。
- ・局所的豪雨による都市型の水害リスクが高まっています。

### 【検討のポイント】

- ⇒防災協力農地やグリーンインフラ等のオープンスペースでの補完
- ⇒地域毎に偏りのない避難場所の整備
- ⇒「逃げないですむまち、安全で安心して住めるまち」の実現

## 防犯

## ○ まちの死角・暗さなどを解消するための防犯まちづくり

### 【現況等まとめ】

- ・市民アンケートでは「まちの死角・暗さなどに対する防犯対策」の満足度が3割を下回っています。

### 【検討のポイント】

- ⇒死角を生むブロック塀や植栽配置等の改善
- ⇒適切な緑化や清掃等による秩序ある空間の創出
- ⇒街灯や防犯カメラの設置による人の目の確保といった取組の継続
- ⇒歩道と車道の分離などによる犯罪防止

## ○ 警察や防犯ボランティア団体等と連携した継続的な防犯対策

### 【現況等まとめ】

- ・近年の犯罪の傾向として、社会的弱者に対する犯罪が多発しており、特殊詐欺も増加しています。

### 【検討のポイント】

- ⇒警察や防犯ボランティア団体等と連携したパトロールの強化や普及啓発のイベント実施等の取組